

## ○ふじみ衛生組合職員の分限に関する 条例

(昭和35年6月20日)  
条例第16号

改正 昭和61年5月24日 条例第6号  
平成4年5月28日 条例第5号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、降給、免職及び休職の基準、手続及び効果並びに失職の例外その他の分限に関し必要な事項を定めるものとする。

(降任、降給、免職及び休職の手続)

**第2条** 管理者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、降給し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2人を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任、降給、免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の期間)

**第3条** 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、管理者が定める。

2 管理者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事故が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

(休職の効果)

**第4条** 休職者は、職員としての身分を保有するが職務に従事しない。

2 休職者は、休職の期間中は特別の定めがある場合を除くほか、いかなる給与も支給されない。

(失職の例外)

**第5条** 管理者は、禁錮以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が公務上又は通勤途上の過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、特に失職しないものとすることができる。

2 前項の規定により、その職を失わなかった職員が、刑の執行猶予を取り消されたときは、そ

の職を失う。

(委任)

**第6条** この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年5月24日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年5月28日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。